

綾瀬市郷土資料展示要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第85条及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第45条第1項の規定に基づき、綾瀬市立の各小学校の教室等に学校教育に支障のない範囲において、綾瀬市郷土資料を展示することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(展示資料)

第2条 展示する綾瀬市郷土資料（以下「郷土資料」という。）は、教育委員会所蔵の資料のうち、次のとおりとする。

- (1) 生産用具
- (2) 運搬用具
- (3) 食用具
- (4) 衣用具
- (5) 住用具
- (6) 社会生活用具
- (7) 信仰・年中行事・人生儀礼用具

(管理者)

第3条 郷土資料の管理者は、学校長とする。

2 管理者は、郷土資料の保存及び管理を行うものとする。

3 教育委員会は、郷土資料を定期的に巡回点検し、必要に応じ補修、燻蒸消毒を行うものとする。

(校外貸出し)

第4条 郷土資料は、学術調査研究または学校教育の用に供する場合に限って、教育委員会の承認を得て、校外に貸し出すことができる。

(き損等の報告)

第5条 郷土資料にき損又は亡失が生じたときは、学校長は直ちに教育委員会に報告するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、郷土資料の展示に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。